

研究課題：被災地の復興にかかわる社会教育施設の再編研究

—指定管理者制度・リニューアル・非教育行政化

研究代表者：上田幸夫

被災地の公民館は、2005 年前後しての平成の大合併と震災後のまちづくり振興策に大きく関与して、公民館の再編が進められていた。すなわち、①公民館の廃止と、それに続くまちづくり含む総合行政による施設再編策と、②地域公民館の地元団体による「自治」的運営による指定管理者制度であり、③公民館の一般行政による補助執行をはじめとする一般行政との一体的運営を推進する一元化策がすすんでいた。

こうしたなかで、教育委員会が所管し、社会教育法第 21 条の規定に基づき、条例に定められている「公民館」の減少傾向がみられた。しかしながら、それら事態において、それまでの公民館機能を活かすといったメッセージを盛り込むというものであって、公民館の減少が、単に公民館の役割の終焉を意味するものではない。むしろ公民館が本来持っていた「まちづくり」、「交流」機能を高めようというものであった。そこには、現行の公民館が「まちづくり」「交流」との関係が乏しい、さらには断ち切られていたのではないかという問題意識が横たわっていることも明らかであった。

また、公民館の指定管理者は、地域住民がそのほとんどであり、住民の「自主管理」の下に公的保障の歩みを後退させる面が指摘できる。指定管理者制度をテコに初期公民館にみられた公民館の地元運営という習慣がここで新たに再浮上してきたともいえる。

公民館＝教育行政ということからすれば、教育行政から外れた新たな施設が、公民館の機能を高めることを求められるといったことは、制度矛盾を引き起こし、機能の後退、もしくは厳しい職場の重圧といった、求められる施策とは別の方向を突き進んでいるものといわざるをえない。

地域の交流機能を高め、地域に文化・スポーツ・学習活動の発展には、この公民館の再編を足場に改善策を見いだしていく必要が生まれている。